

令和元年度 学校いじめ防止基本方針

鴨川市立鴨川中学校

本基本方針は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 基本理念等について

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象は全生徒と考える。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、一丸となって組織的に対応する必要がある。

2 学校いじめ対策組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会がこれを兼ねる)
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会開催 毎週1回、確認の場を設定する。但し、いじめやいじめの疑いがあった場合は随時実施する。
- (4) 内容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有(生徒からの情報、教職員の発見、生徒の細かい変化を随時記録→対応)
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的に実施

* 重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

(5) 事務局

◎教頭・生徒指導主事

外部諸機関との連絡調整や日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

3 いじめの未然防止について

いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめ防止の環境づくり

- ①主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる人関関係づくり・絆づくりの推進
- ②授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける居場所づくりの確保

(2) 「わかる授業」の展開

- ①指導記録簿等における授業の振り返りと実質的有効活用
- ②「授業錬磨の公開日」等を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実
- ③セルフチェックシートによる授業の自己評価の実施

(3) 道徳科・体験活動の充実

- ①道徳科の相互参観による授業の充実
- ②異学年交流の実施
(シスター合唱・体育祭の応援・生徒会活動・集会等)
- ③学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施
- ④学校全体での学年行事へサポート

(4) いじめ防止の啓発活動

- ①生徒集会や全校集会等で、全校生徒へのいじめ防止を訴える活動を実施。
- ②人権作文への積極的な応募

(5) 指導方針等の周知

以下について生徒及び家庭へ周知（学校だよりの配布・PTA総会・懇談会等）

- ①いじめに対して厳正に対応すること
- ②いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係生徒の保護者へ事実と指導について連絡すること
- ③重大事態については、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとることがある

4 いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ①いじめの状況把握のために年間2回（7月・12月）のアンケートの実施と集計分析

（インターネットに関連しいじめについての質問項目を含む）

- ②日常の相談活動（鳴中ライフ含）を充実させ、年間2回（6月・10月）の教育相談期間を設け、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ①昼休みや放課後等の授業時間外の生徒の様子から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう生徒の観察、情報収集に努める。

- ②部活動での生徒の様子について、職員間の連携を密に全職員で情報を共有する。
- (3) いじめに関する窓口の充実と推進
 - ①校内いじめ防止対策委員会事務局による日常的な相談・対応の窓口としての調整と活動の充実と推進を図る。
 - ②「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
 - ③全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように管理職が校内研修等を通して指導する。
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ①いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
 - ②事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
- (5) ネットやメールによるいじめの早期発見と外部諸機関との連携
 - ①ネットによる裏サイトへの書き込みやメールによる誹謗中傷等、インターネットをつかっているいじめの早期発見に努める。
 - ②警察やネットパトロールなど外部専門機関との連携を図り、幅広い対応を図っていく。

5 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
 - いじめ事案に関わる聞き取りについては、以下の点について配慮する。
 - ①聴取の体制としては、原則2人以上で対応する。
 - ②記録の保存については手書きまたは、パソコンでまとめたものを残す。
 - ③聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間等、適切に配慮する。
 - ④暴言や威圧等の不適切な聴取方法は行わない。
- (2) いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制
 - ①聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法(いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼)を検討し、速やかに実行する。
 - ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制(事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼等)を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。
- (3) 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築
 - ①関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を、保護者へ連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
 - ②学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報保護については十分留意する。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援、いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。

- ①いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ②いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒及び保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

いじめを受けた生徒

- ①校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声かけする。
- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った生徒からのいじめを受けないように措置する。また、同じ生徒からいじめや威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、速やかに事務局へ知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意志を伝える。

いじめを行った生徒

- ①校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、反省する機会を設ける。
- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該生徒の保護者に連絡することを伝え、自分のしたことに対する重大性を感じさせる取組を行う。

観衆等となっていた生徒

- ①校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全生徒と考える」ことを、観衆等になっていた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ②校内いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) いじめ事案に関わる情報提供

- ①校内いじめ防止対策委員会は、いじめの状況によって関係機関に情報提供を行い、情報の共有を図る。

(7) いじめの解消とは

①いじめに係わる行為がやんでいること

いじめの行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

②いじめを受けたものが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(8) 具体的ないじめの態様の例

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

②仲間はずれ、集団による無視をされる。

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

⑤金品をたかられる。

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

①生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【生命・身体又は財産に重大な被害】

【相当な期間】

・生徒が自殺を企図した場合

・年間30日間

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

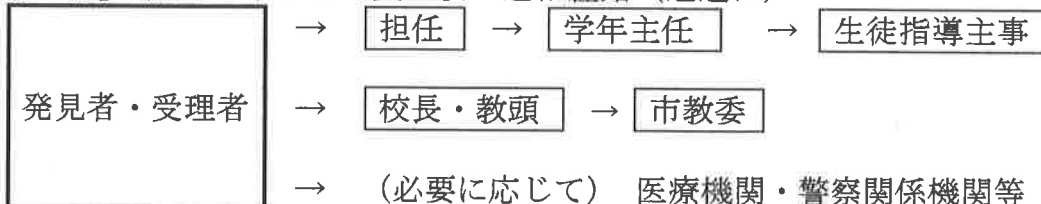
・精神性の疾患を発症した場合

(2) 校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ

報告と対応（「5 いじめを認知した場合の対応について」と同様）

※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告をする。

【第一報】：認知・申し立て受理後の連絡経路（迅速に）



【第二報】：第一報後の書面を通じた連絡経路

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市教委

報告書の内容

- ①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から
④どんないじめか ⑤認知後の学校の対応

（誰が、誰に、どのような対応をして、どのような結果になったか、今後の対策をどうするか 等）

※いじめを受けた生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。

（事故報告の第一報も含む）

作成手順 担当者の聞き取り等 → 事実確認 → 書面 → 校長・教頭の確認

(3) 第一報により教育長が判断した重大事態の調査主体に基づき、調査組織が客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

①「調査主体＝学校下の組織」の場合

ア 名称 校内いじめ防止対策委員会

イ 構成員

教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年生徒指導担当
養護教諭・スクールカウンセラー

※ 協力員・・・PTA役員・学校評議員・学校医 等

「調査主体＝鴨川市下の組織」の場合

ア 名称 鴨川市いじめ問題対策調査会

イ 構成員

市教委学校教育課長，指導主事

当該校教頭・生徒指導主事・教務主任

鴨川市福祉課家庭相談員・スクールカウンセラー等

②調査方法

○いじめを受けた生徒からの聞き取り

○いじめを行った生徒からの聞き取り

○関係した生徒、見ていた生徒等からの聞き取り等

○個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

③調査内容

「いつ(いつ頃から)，誰が，誰から，どんな」，

「いじめを生んだ背景・事情」，

「生徒の人間関係」，「認知後の学校の対応」

7 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ①生徒や保護者・地域に対して、その趣旨や理解してもらいたい点について、期末PTAや学校行事を利用して説明する。
- ②学校HPにおいて公表する。

(2) いじめ事案への取組の評価・分析

- ①取組評価アンケートや学校評価の分析結果について、校内研修等の時間を活用して改善点等について周知を図る。
(校内研修において取組評価アンケート分析をすべての教職員で行うことも考えられる。)
- ②学校評議員による取組の評価と分析

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ①毎年、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認（変更点がない場合でも）を行い、新しく異動してきた教職員にも周知を図る。